

## 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 海洋汚染防止設備の型式承認
- ② 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の49（船舶安全法第6条の4第1項の準用）
- ③ 手続対象者 : 物件の製造者
- ④ 提出時期 : 物件ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 申請書を物件の製造を行う事業場の所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 海洋汚染防止設備等型式承認規則別表第一など  
(詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。)
- ⑦ 添付書類・部数 : 海洋汚染防止設備型式承認規則第5条第2項に規定する書類  
(詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。)
- ⑧ 申請書様式 : 型式承認申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 相談窓口 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 3. 手続情報

- ①審査基準 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律関係技術基準省令等
- ②標準処理期間 : 70日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。